

狛江市人権施策推進指針

令和4年3月 狛江市

目次

I	総論	1
1	指針策定の背景・趣旨	1
2	国内外・都の取組	1
3	狛江市における人権に関する現状	2
II	基本理念	6
1	基本理念	6
2	指針の位置付け	6
III	人権施策の推進	7
1	基本的施策	8
(1)	人権教育・啓発の推進	8
(2)	相談・支援体制の充実	10
(3)	多様な主体の参加・連携	10
2	分野別施策	11
(1)	子どもの人権	11
(2)	女性の人権	14
(3)	障がいのある人の人権	17
(4)	高齢者の人権	20
(5)	外国人の人権	23
(6)	性的マイノリティの人権	25
(7)	様々な人権課題	27
①	インターネットによる人権侵害	27
②	ハラスメント	28
③	感染症罹患者（新型コロナウイルス感染者・HIV感染者等）やその 家族の人権	29
④	犯罪被害者やその家族の人権	30
⑤	震災に起因する人権問題	31
⑥	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	32
IV	人権施策の進め方	33
1	市・市民・団体等の役割	33
2	人権施策の推進体制	33
(1)	狛江市人権尊重推進会議	33
(2)	庁内推進組織	33
(3)	人権啓発事業・研修	33
	資料編	35
	条例、法令等	36

I 総論

1 指針策定の背景・趣旨

狛江市では、2020年に策定した「狛江市総合基本計画」において、狛江市の将来都市像を「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」とし、これを実現するための土台として、「お互いを認め支え合い、ともに創る」ことを各分野のまちづくりに共通する重要な視点の一つとしています。ここには、それぞれの個性と能力が十分に発揮できるよう、市民一人ひとりが思いやりを大切に、差別や偏見のない心を持ち、お互いを認め合いながらまちづくりを進めていくことが大切であるという思いが込められています。また、「分野別のまちの姿」の一つに「人権が尊重され、市民が主役となるまち」を位置付けています。ここでは、地域で安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う、人権を尊重する気持ちが地域全体に広がることが大切であり、そのため、年齢や性別、障がいの有無や異なる文化・価値観等を認め合う「男女共同参画社会」や「多文化共生社会」といった、多様な主体がお互いを尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことのできる「人権が尊重されるまち」を目指すこととしています。

さらに、2020年7月には「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行しました。基本条例は、市民一人ひとりが個人として尊重されることを目的とし、子どもから大人まで全ての市民に関わる多様な人権課題を網羅するものです。そして、狛江市としての人権について統一された基本・拠り所となるものです。また、狛江市全体で人に対する思いやりや人権を守ろうというあたたかい気持ちを育むことによって、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支え合い助け合うやさしいまちをつくっていくことを目的としています。

基本条例の精神を実効性のあるものとし、前文で掲げている「市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」の実現に向け、人権施策を着実に取り組むための方向性を指針として明らかにするものです。

2 国内外・都の取組

20世紀に入り、二度の大きな戦争の経験を踏まえ、1945年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。また、1948年にパリで開かれた国連の第3回総会で「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という考え方が掲げられました。この宣言の趣旨は、世界各国の憲法や法律に取り入れられています。近年では2015年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、貧困や保健、気候変動等多岐にわたる目標を掲げた持続可能な開発目標

(SDGs) が採択されました。

日本では、1947年に施行された日本国憲法で「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」を三大原則とし、「すべての国民は、法の下に平等」、「すべての国民は、個人として尊重される」としています。その後、その時々々の社会情勢を見ながら、様々な人権に関する法整備が図られてきました。例えば、2012年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、2013年に「いじめ防止対策推進法」、2014年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)がそれぞれ施行されています。

東京都では、都が取り組むべき施策の基本理念や考え方を示す「東京都人権施策推進指針」が2000年に策定され、2015年には、人権を取り巻く状況の複雑化・多様化を踏まえ、新しい人権課題を取り入れる形で改正されています。また、2018年には、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目指し、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が施行され、教育・啓発等の人権施策が総合的に実施されています。

3 狛江市における人権に関する現状

狛江市では、2021年4月に市民の人権に関する意識・考え等を把握し、今後の狛江市の人権施策を効果的に進めることを目的として、狛江市人権に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

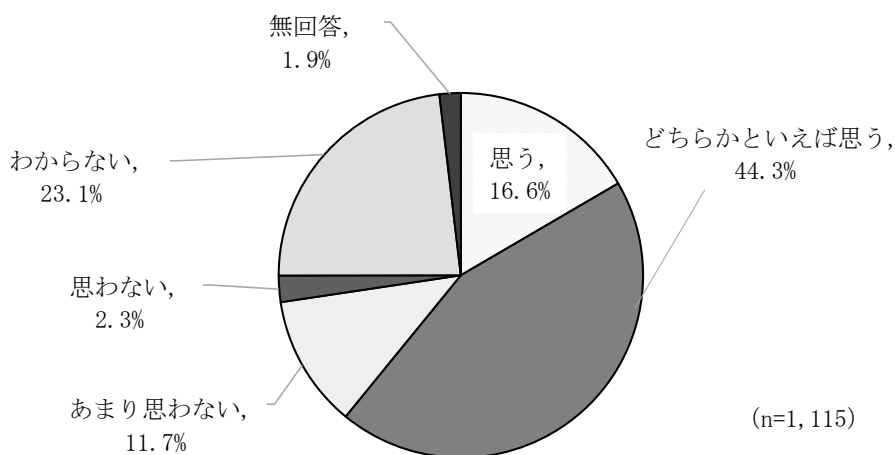
対象者	満15歳以上の市民(2021年4月1日時点)
対象者数	2,500人
抽出方法	狛江市住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収またはweb回答
調査期間	2021年4月22日～5月14日
回収数(回収率)	1,115(44.6%)

※3ページ以降で示しているグラフ等は本調査結果となります。

① 狛江市での生きやすさ

「どちらかといえば思う」を含め、生きやすいまちと思う市民は約 60% となっていますが、一方で「あまり思わない」を含め、生きやすいまちと思わない市民は 14.0% となっています。

【狛江市は人権を尊重しみんなが生きやすいまちだと思うか】

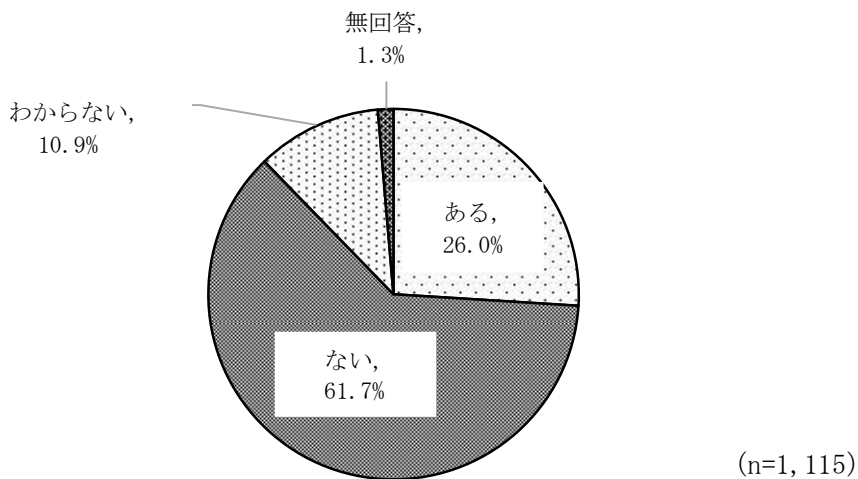


② 人権を侵害された経験

26.0%の市民が人権を侵害された経験があると回答しています。

※家族や友人等周囲の人が侵害された経験がある方を含む。

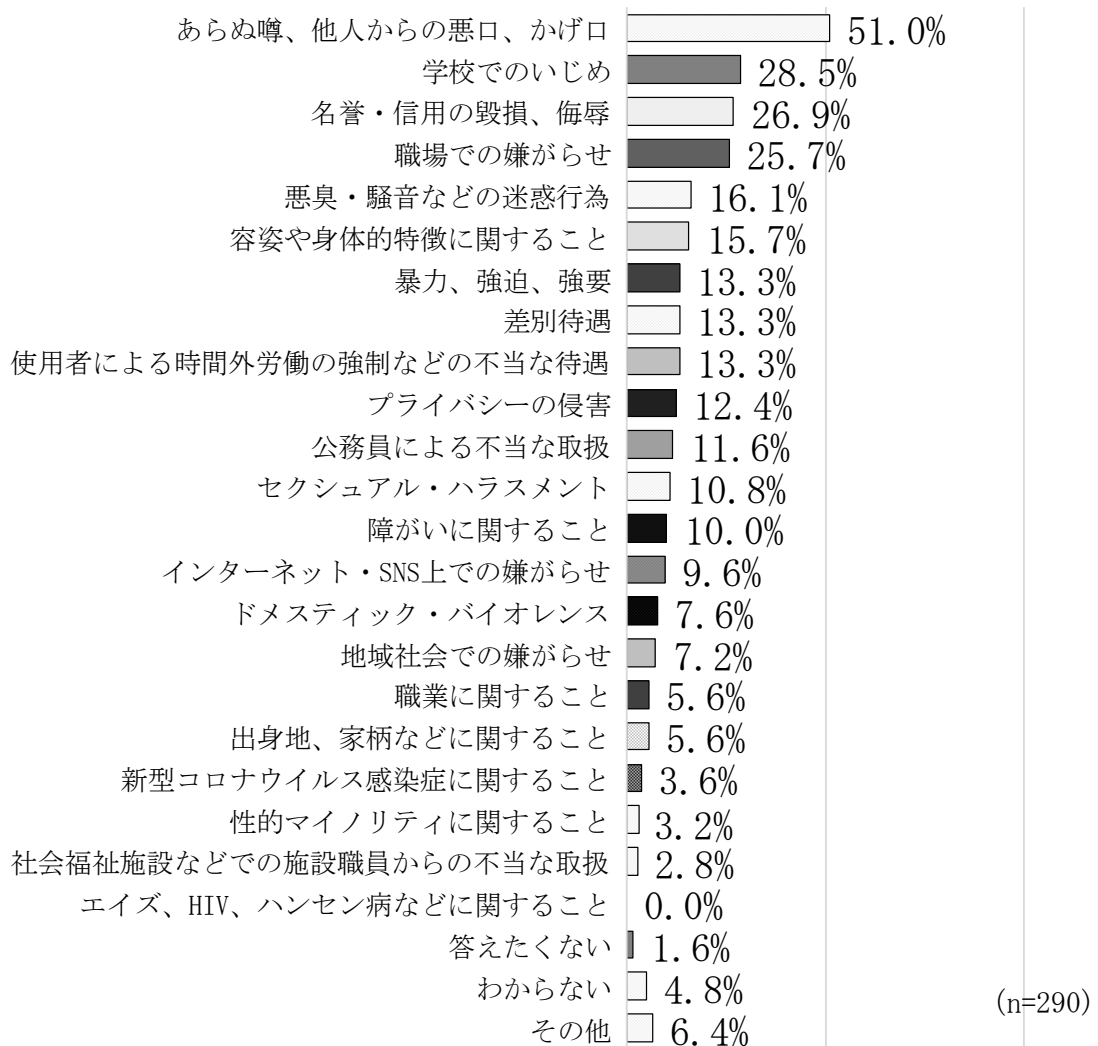
【人権を侵害された経験】



③人権を侵害された内容

侵害された内容では、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」(51.0%)が最も多く、次いで「学校でのいじめ」(28.5%)、「名誉・信用の毀損、侮辱」(26.9%)の順となっています。

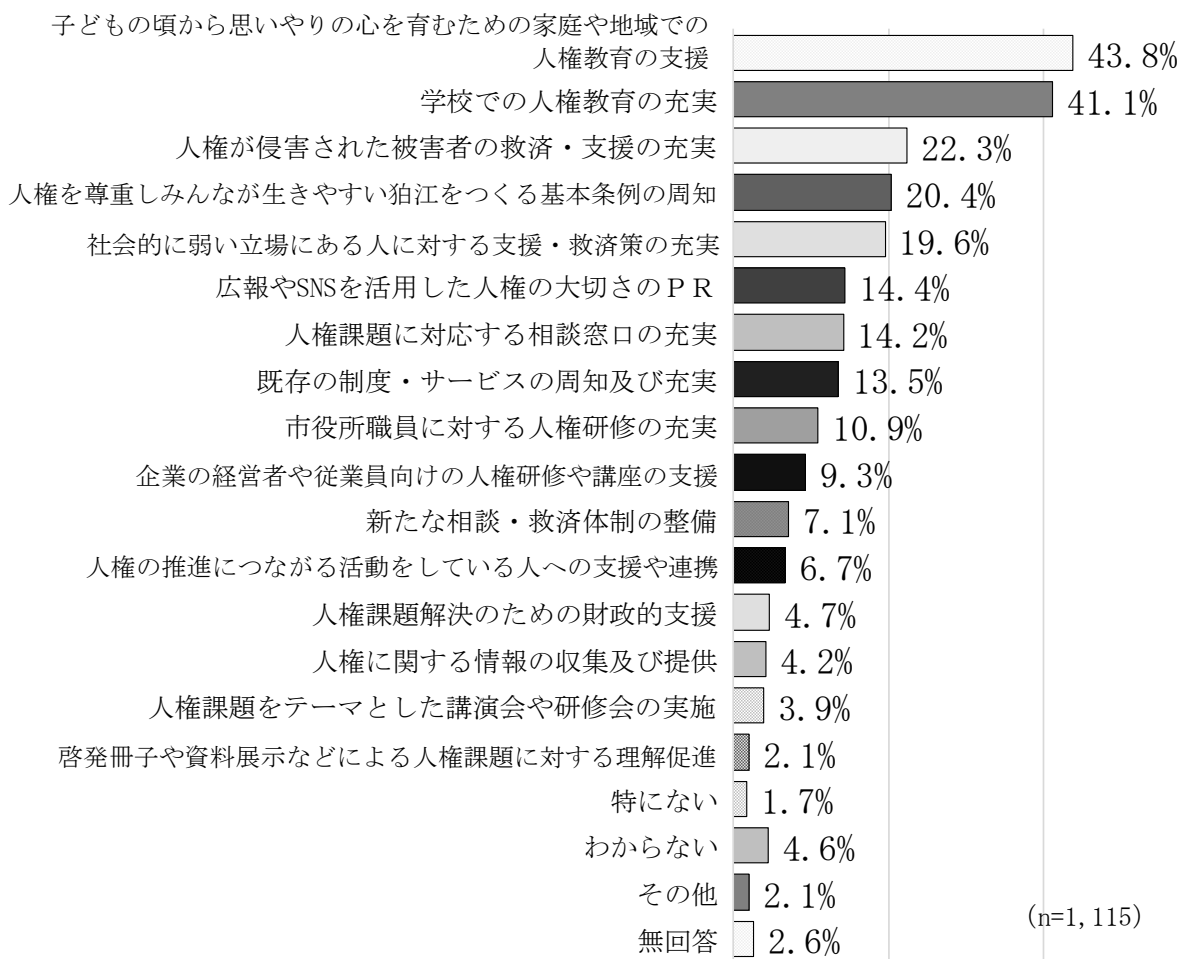
【人権を侵害された内容】



④ 狛江市が力を入れるべき人権課題解決に向けた取組

狛江市が力を入れるべき取組については、「子どもの頃からの思いやりの心を育むための家庭や地域での人権教育の支援」(43.8%)が最も多く、次いで「学校での人権教育の充実」(41.1%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」(22.3%)の順となっており、教育・支援の充実が求められています。

【狛江市が力を入れるべき人権課題解決に向けた取組】



II 基本理念

1 基本理念

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、
安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちの実現

全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利である人権が守られるためには、自分の人権が守られるとともに相手の人権を守ることや、生きづらさを抱えないよう、人と人とのつながりを持つことが大切です。

基本条例の趣旨のとおり、個人の人権が尊重され、お互いの人権を尊重し合うことにより、一人ひとりがあたたかい気持ちを持って助け合い、人にやさしいまちの実現を目指します。

2 指針の位置付け

本指針は、基本条例の趣旨と条文を実効性のあるものとするため、狛江市のあらゆる施策・事業について、人権を尊重する視点を持って推進するための基本姿勢を示すとともに、狛江市における人権施策の全体像を明らかにするものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される地方公共団体の責務として、狛江市が人権教育及び人権啓発を行うに当たっての基本的な考え方を示すものです。

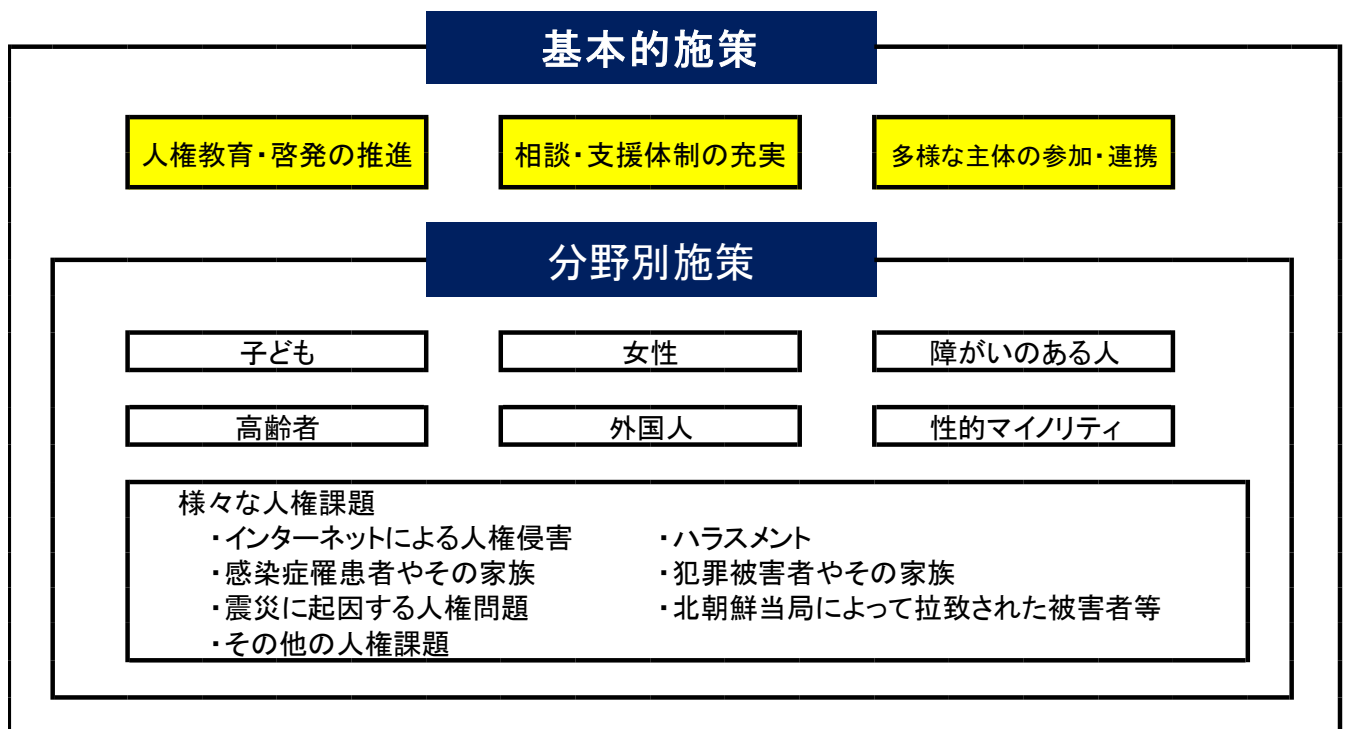
狛江市総合基本計画では、将来都市像を実現するための土台として「お互いを認め支え合い、ともに創る」ことを各分野のまちづくりに共通する重要な視点の一つとしており、狛江市が策定する子ども、男女共同参画、福祉等の分野別の各計画においても、人権に関する施策を実施しており、本指針との整合性にも配慮していきます。

Ⅲ 人権施策の推進

本指針の基本理念である「市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちの実現」に向けて、人権施策を進めていきます。

人権に関する包括的な施策として、「人権教育・啓発の推進」、「相談・支援体制の充実」、「多様な主体の参加・連携」を基本的施策として位置付けます。

また、人権課題については、分野別施策として、現状と課題、施策の方向性を示しています。



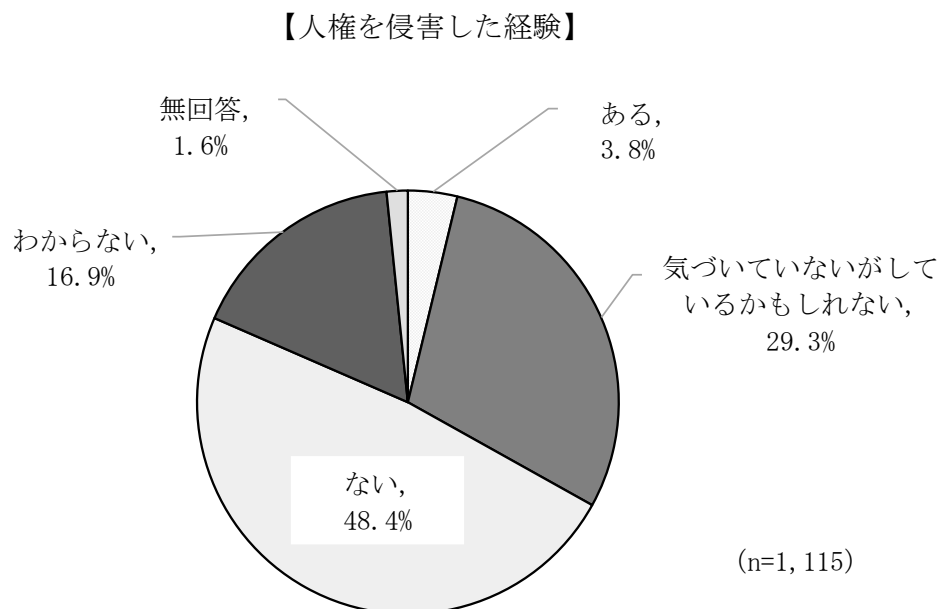
1 基本的施策

(1) 人権教育・啓発の推進

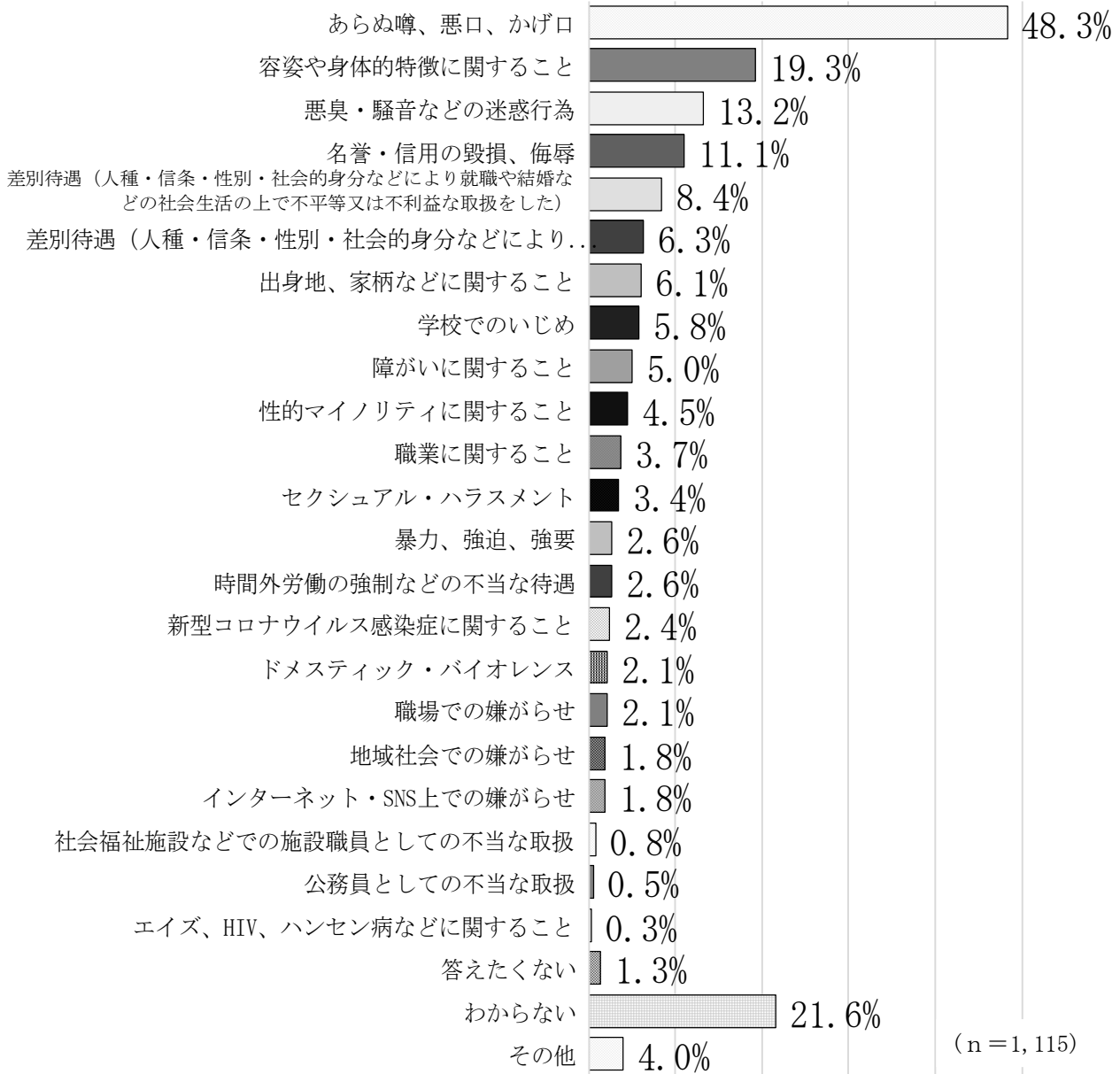
市民一人ひとりが個人として尊重される人にやさしいまちの実現のためには、自分の人権が守られるだけでなく、相手の人権を守ることが大切です。

人権教育及び人権啓発は、人にやさしいまちづくりを進める上で、最も基本的で重要な施策であり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の実施が求められており、また、基本条例においても、市の責務を明記し人権教育及び人権啓発に関する施策の実施を規定しています。

市民意識調査では他人の人権を侵害した経験について、約30%の方が「気づいていないがしているかもしれない」と回答していますが、人権課題の背景には偏見や誤解、無関心や無意識等人権意識の希薄さがあると考えられます。人権課題解決のためには、人権の意義や人権課題の背景等について正しく理解することが基本となることから、人権が身近なものとして捉えられるよう様々な場において理解を深める機会の提供や啓発を推進します。特に、人格形成に大きな影響のある幼少期から、他人の心の理解や違いを認め合い、人権を尊重することの大切さを認識することが重要であることから、学校のほか子どもが集団活動をする様々な場において人権意識が身に付くよう教育、啓発を推進するとともに、大人への教育、啓発にも取り組みます。



【人権を侵害した内容】



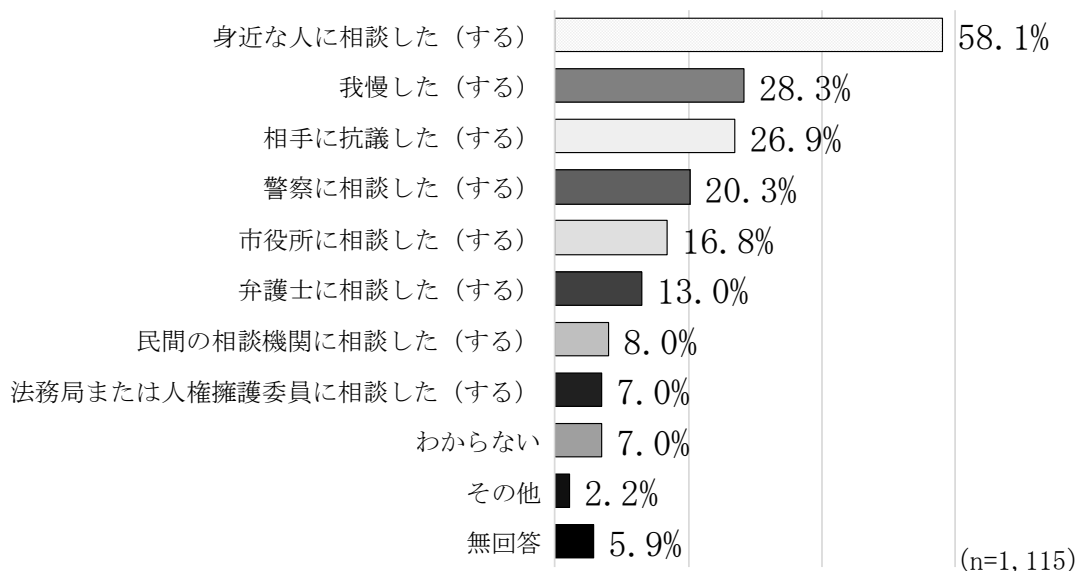
(2) 相談・支援体制の充実

子どもや高齢者等弱い立場にある人に対する虐待やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）等日常に起こっています。人権に関する課題に直面してしまっただけで、早期に相談窓口につながり、適切な支援を得ることが重要です。

各種相談窓口は、狛江市に限らず、内容に応じて国や都においても設置されていますが、権利の侵害は、いくつかの要因が複合的に結びついて起きている場合も多く、関係機関や支援団体等との連携が必要です。

人権を侵害されている人の相談を受け止め、相談機関や関係機関の相互の連携により、解決や救済につなげるための相談・支援体制の充実に取り組むとともに、気軽に相談できる環境・居場所の提供に努めます。

【人権を侵害されたときの対応】



(3) 多様な主体の参加・連携

多様化、複合化する人権課題に対応するためには、狛江市だけではなく、多様な主体と連携し、対応していくことが重要です。人権教育や啓発、相談や支援を効果的に実施するため、法務局や都、人権擁護委員、関係団体等と連携し取組を推進します。

また、人権課題を正しく理解するための情報提供や人権課題の解決に寄与する市民及び団体の活動に対する支援等により、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりの実現に向けた市民等の参加を推進します。併せて、課題解決の検討にあたっては、人権課題の当事者となっている方の参加を促し、一体となって取り組むよう努めます。

2 分野別施策

(1) 子どもの人権

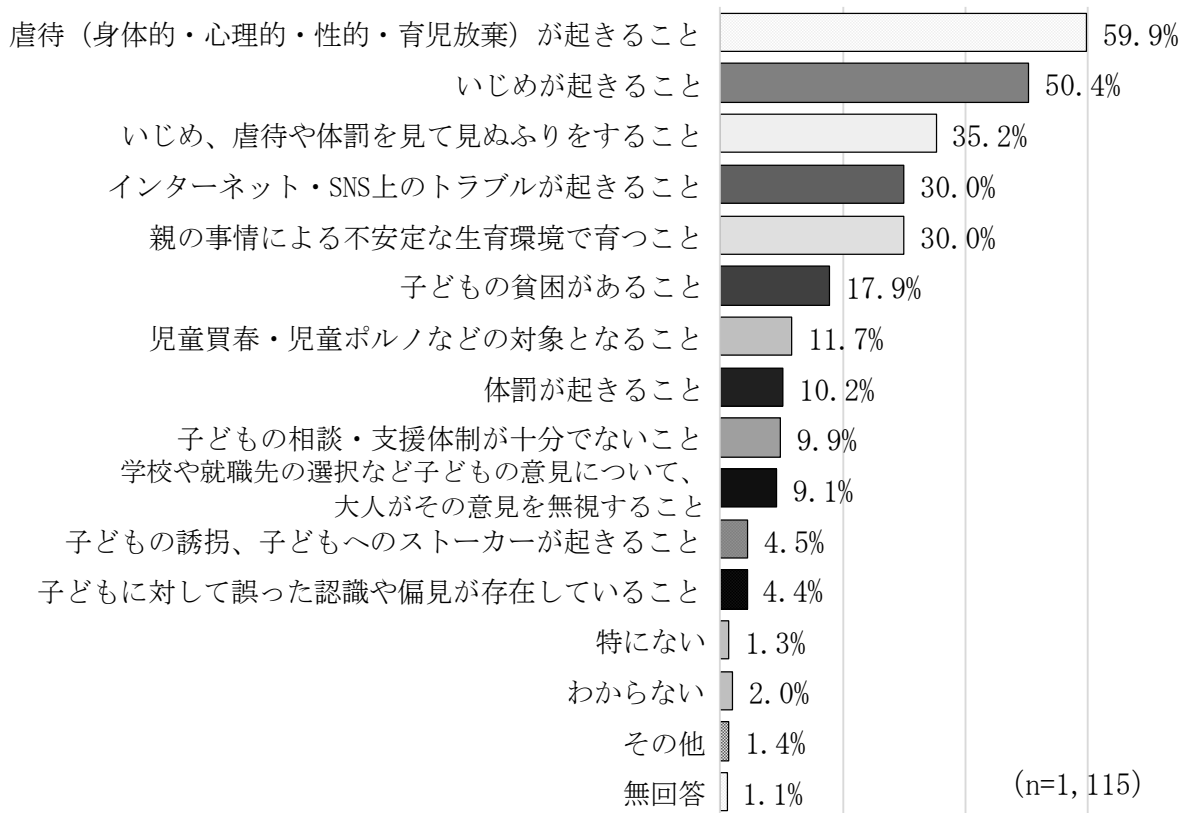
現状と課題

1989年に国連総会において「子どもの権利条約」が採択されました。この条約において、子どもたち一人ひとりの人としての権利や自由を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等が規定され、家庭や社会生活等のあらゆる分野において、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとされており、日本は1994年に批准しました。

2000年には、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2013年に「いじめ防止対策推進法」が制定される等子どもの人権を守るための法整備が進められてきましたが、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困等子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなっています。近年では本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）が顕在化する等新たな課題も生まれています。また、子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。児童虐待については、それぞれの子どもや保護者が抱える別の問題に起因することも多く、それが児童虐待をめぐる問題をより複雑にさせています。全国の児童相談所での児童虐待対応件数は年々増加しており、狛江市における2020年度の児童虐待対応件数も158件と過去最多となっています。

狛江市では、2020年に「第2期こまえ子ども・若者応援プラン」の策定や、子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」を開設し、若者や子育てに関する切れ目のない支援を総合的に推進しています。教育委員会においては、2014年に学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「狛江市いじめ防止基本方針」を策定しました。2017年には、教育委員会制度の改正を踏まえた狛江市長の重大事態への対処、hyper QUの活用やジェンダーフリーへの理解推進等新たな観点や取組、留意点等を加え、改定をしています。また、2020年には、「第3期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）」を策定し、施策として「生命と人格・人権を尊重する態度の育成」を掲げ、義務教育における人権教育を推進しています。

【子どもの人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

いじめや児童虐待等、子どもの安心や安全を脅かす要素の根絶に努めるとともに、家庭、学校、行政等が連携し、社会全体で子どもの声に耳を傾けることができる社会の実現を目指します。

また、子どもの権利侵害に対する相談や救済等に取り組むとともに、様々な事情から困難を抱える子どもや家庭への支援を行います。

●教育・啓発の推進

- ・子どもの権利条約の趣旨を保障する教育、周知及び体制の強化を図ります。
- ・自己の大切さとともに他者を思いやり、認めることにより、互いの人格を尊重し合い、いかなる差別や偏見を許さない人権感覚を育みます。
- ・子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するための教育・啓発を推進します。

●相談・支援体制の充実

- ・子ども自身からのSOSに気づけるよう、相談窓口の周知や学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、関係機関との連携による相談支援を行います。

- ・保護者が家庭の問題を一人で抱え込まないようにするため、子どもや家庭のことを気軽に相談、交流できる場の提供や体制の整備を進めます。

●いじめや児童虐待の防止

- ・いじめや児童虐待、不登校等、子どもに係る多岐にわたる課題解決のため、関係機関とのネットワークをさらに強化し、早期発見・早期対応に向けた総合的な取組を推進します。
- ・地域全体で子どもや子育て家庭を見守ることができるよう、保護者に加え、地域の方に対し、子育てに関する理解が広まるよう周知、啓発を行うとともに、世代間交流を促進します。

●子どもが健やかに安心して暮らせる環境づくり

- ・子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その教育の機会均等が保障されるとともに、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための支援と環境整備を推進します。

(2) 女性の人権

現状と課題

国連では1979年に社会の様々な場面における女子差別の撤廃を定めた「女子差別撤廃条約」が採択され、1985年には日本も批准しました。

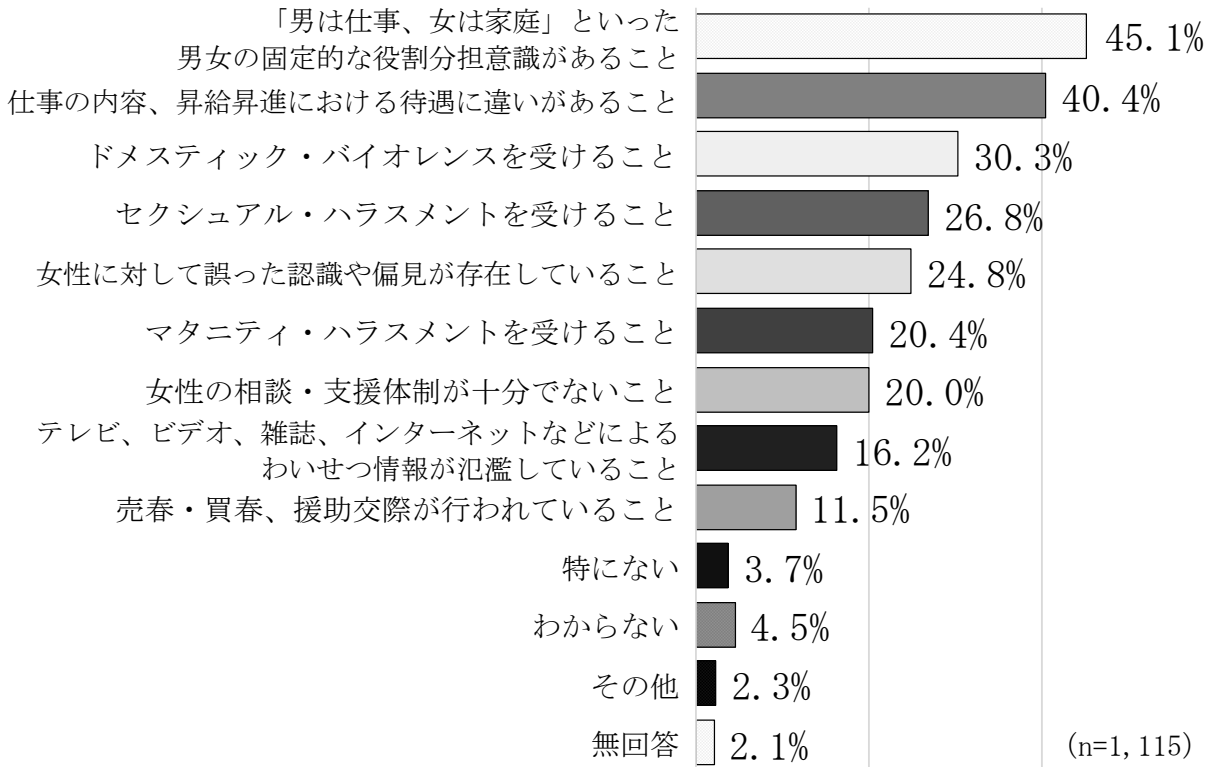
1999年には、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」が施行され、2015年には、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。しかし、世界経済フォーラムによると、2021年の日本のジェンダー・ギャップ指数¹は、対象国156か国中120位であり、世界の中でも男女格差が大きい状況となっています。

また、2000年には「ストーカー規制法」、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されていますが、性犯罪、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の被害者の多くが女性となっています。一方、男性にとっても男性を中心とした労働環境や固定的な性別役割分担が負担となっている場合や、男性のDV被害は潜在化しやすい傾向があるため、被害が深刻化することを防ぐ必要があります。

このような状況を踏まえ、狛江市では個人としてお互いの人権を尊重するとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、ともにあらゆる分野に参画し、自分らしい生き方を実践できる社会を実現することを目的として、2020年に「狛江市男女共同参画推進計画・狛江市配偶者暴力対策基本計画・狛江市女性活躍推進計画」を策定し、施策を進めています。

¹各国の男女格差を数値化したもの

【女性の人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

全ての人が性別に関わりなくお互いを認め合い、個性や能力を発揮し、自分らしい生き方ができる社会の実現に向け、男女共同参画に関する意識の醸成や教育に取り組めます。

また、配偶者等からの暴力やデートDV、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であり、深刻な社会問題となっていることから、関係機関と連携し、被害の防止及び被害者支援のための取組を進めます。

●教育・啓発の推進

- ・社会通念や慣習等、社会によって作られた性（ジェンダー）により生じてしまっている差別の解消に向けた正しい理解を深めるための意識啓発、教育機会を提供し、家庭、学校、地域等における男女共同参画の醸成を図ります。
- ・自分らしく、多様な生き方ができるよう、男女共同参画についての理解を深めるための教育を推進します。
- ・ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等のあらゆる暴力に関しては、重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させるとともに、加害者を生まないための意識啓発に取り組めます。

- ・狛江市や事業所、団体等における政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を図ります。

●相談・支援体制の充実

- ・男女共同参画を阻む様々な問題に対応する相談窓口の周知や体制の強化を図ります。
- ・子育てや介護を支える環境の充実を図るとともに、多様なライフスタイルの実現に向けた情報提供や支援を推進します。

●DVの防止と被害者支援

- ・DVの根絶に向け、DVの背景、実態の理解につながるよう意識啓発や情報提供を行います。
- ・DV被害者等の早期発見、安全確保及び自立支援等の取組の推進に向け、庁内及び関係機関等との連携を強化し、相談・支援体制の強化を図ります。

(3) 障がいのある人の人権

現状と課題

2006年に、国連総会において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳を尊重することを目的として、「障害者権利条約」が採択され、日本は、2014年に批准しました。批准に先立ち、2011年に「障害者基本法」が改正され、これに伴い、障がい者の自立と社会参加を円滑に促すための法整備が進められました。

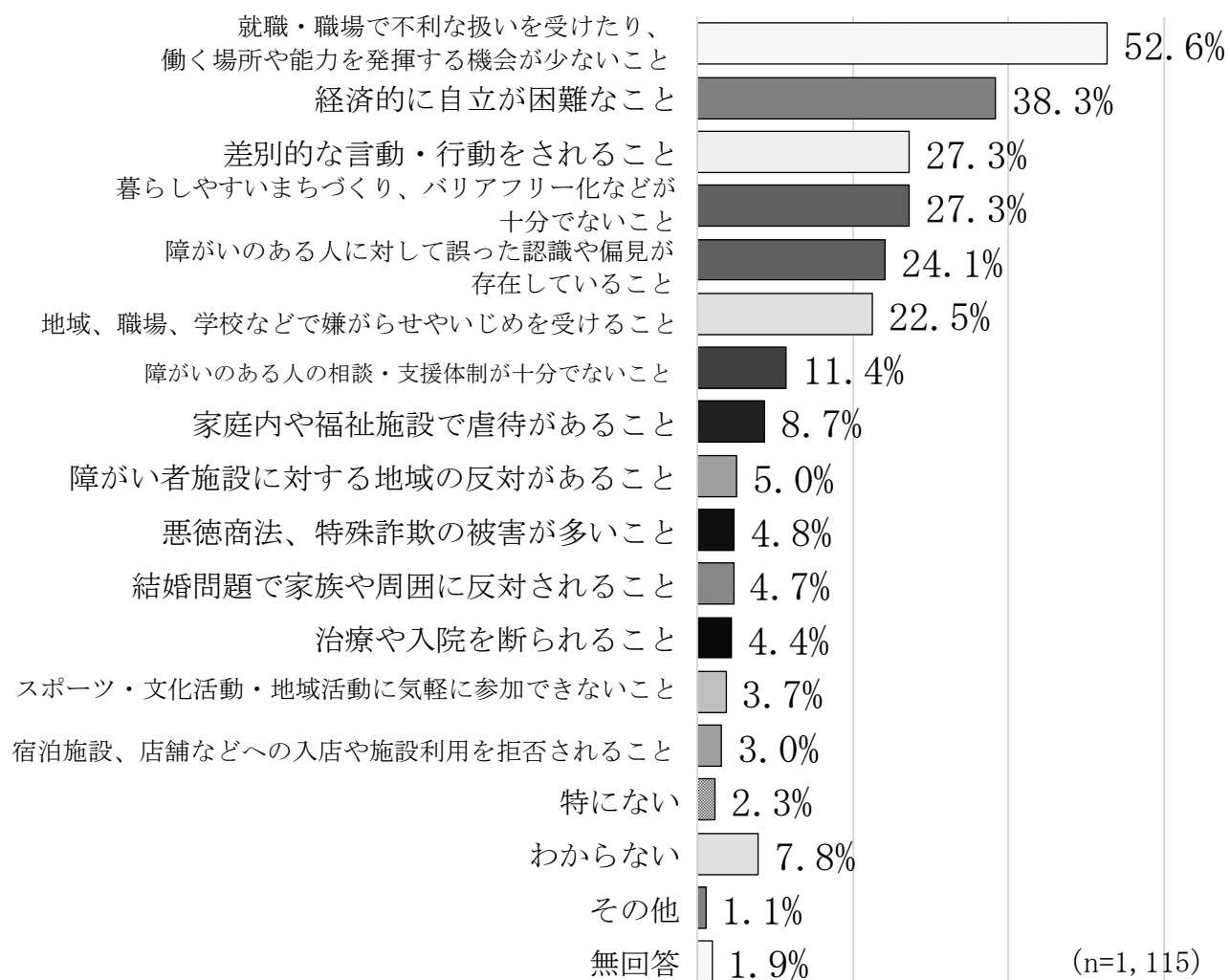
2012年には「障害者虐待防止法」の施行、2013年には「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）への改正や「障害者雇用促進法」が改正されました。

2016年には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行され、2021年5月の改正法でこれまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務へと改められました。

狛江市では、2021年に「狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者・障がい児に対する障害福祉サービスの提供体制の確保等の施策を進めていますが、計画の策定に当たり実施した障がいがある方等への調査では「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたことがある」と回答した方は18歳以上で48.3%、18歳未満で45.7%となっていました。

また、2021年に行った狛江市前期基本計画の指標等における市民アンケートでは、「障害者差別解消法」の「法律の名前、内容ともに知らない」と回答した割合が53.2%、障がいがある方等に対する合理的配慮について「内容を知らず、実際に合理的配慮を行ったこともない」と回答した割合が25.1%となっています。このような状況を踏まえ、障がいのある方とない方が交流することができる世代間交流の場の設置、パンフレットや冊子を配布する等の他、庁内においては職員に対し、障害者差別解消法の研修や当事者の方を講師として招き、視覚や聴覚といった障がいについて学ぶ機会を定期的に創出し、障がい者福祉施策を進めています。

【障がいのある人の人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

障がいのことや障がいのある人への理解促進や、障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしく暮らすことができ、社会参加できる環境づくりを進め、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち」を実現します。

●教育・啓発の推進

- ・障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのことや障がいのある人への理解促進のため、地域や学校等での啓発活動や教育を推進します。

●相談・支援体制の充実

- ・複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制の強化、庁内関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

●障がいのある人の自立・社会参加に向けた取組の推進

- ・公的機関・民間企業における就労機会の確保に努めるとともに、一般就労が難しい方に向けて福祉的就労の場を確保します。
- ・障がいのある人とない人が交流できる機会や余暇等の活動場所を提供します。
- ・障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会参加できるよう取組を推進します。

●障がいのある人が安心して安全に暮らせる環境づくり

- ・障がいのある人への虐待防止に関する取組を進めます。
- ・成年後見制度等の権利擁護制度をわかりやすく周知する等、判断能力が十分でない方の権利擁護支援を推進します。

(4) 高齢者の人権

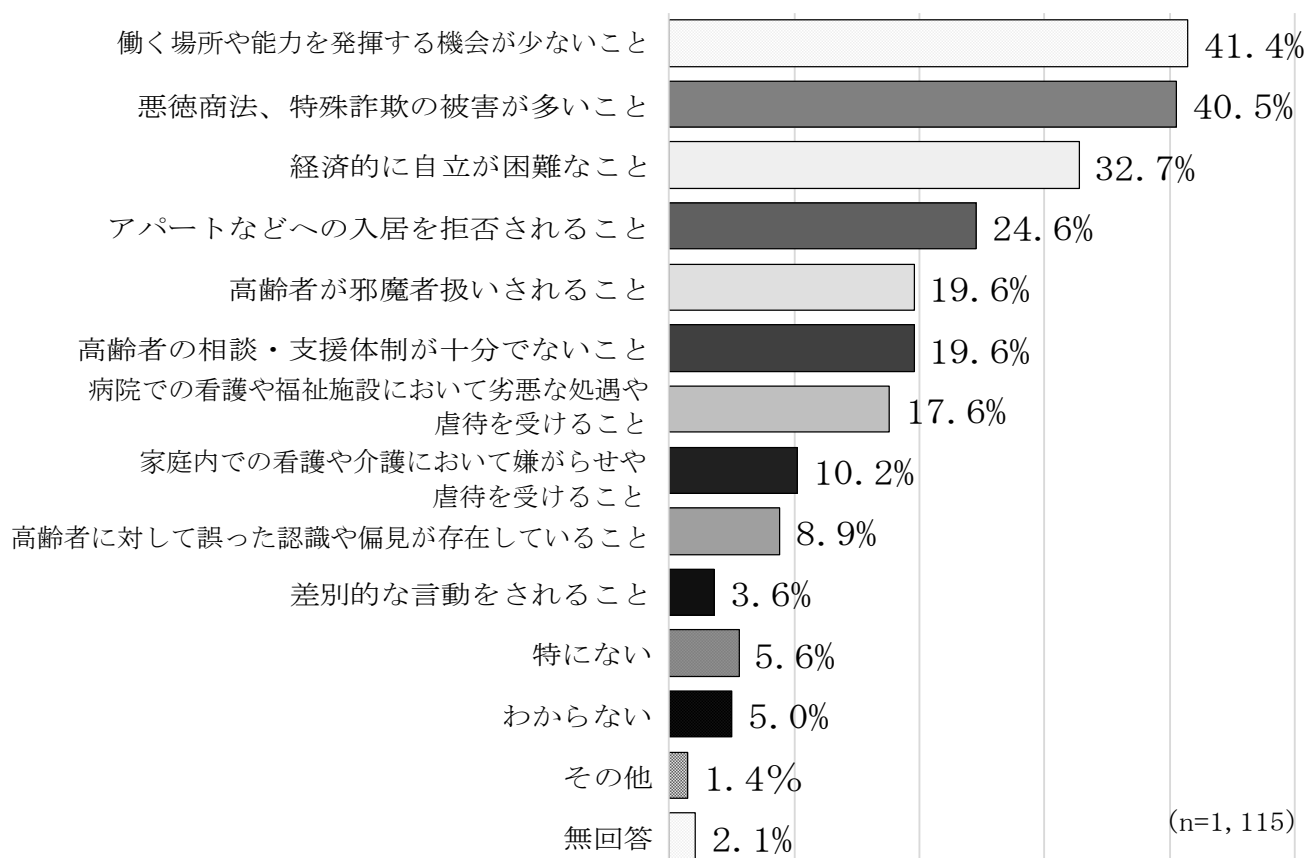
現状と課題

1991年に、国連総会において、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」を5原則として掲げる「高齢者のための国連原則」が採択されています。

日本においては、1995年に「高齢社会対策基本法」が施行され、国民一人ひとりが、生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会像が示されています。2006年には、介護保険制度の普及・活用が進む一方で、家庭や介護施設における身体的・心理的虐待や介護の放棄（ネグレクト）等の課題が顕在化し、社会的な問題となったことから、高齢者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進することを目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。また、2016年には、認知症、知的障がい、その他精神上の障がいがあることによって財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うため、「成年後見制度利用促進法」が施行され、地方公共団体は、成年後見制度について、地域の特性に応じた利用の促進に関する施策を実施する責務を有するとされています。

狛江市の65歳以上の方は、2021年10月現在で20,177人、高齢化率は24.3%といった状況となっています。また、2020年3月31日現在、狛江市の認知症高齢者数は3,645人で、高齢者人口の約18.3%となっています。今後、高齢化が一層進むことが想定されますが、狛江市では「狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らし続けられるまち」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指しています。

【高齢者の人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム²等の仕組みを通じて、高齢者が個人として尊重され、生きがいを持つことができる地域共生社会の実現を目指します。

●教育・啓発の推進

- ・高齢者が尊厳を持って生活できるよう、高齢者に対する虐待防止に向けた周知・啓発を推進します。
- ・高齢者に対する特殊詐欺被害等を未然に防止するため関係機関と連携して、注意喚起・啓発に取り組みます。

●相談・支援体制の充実

- ・高齢者施策とその他の複雑化・複合化した課題にも積極的に対応できるように、関

²要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、地域内で助け合う体制のこと

係機関と連携して、包括的な相談支援を行います。

- ・認知症になっても自分らしい暮らしができるよう、認知症の人とその家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- ・認知症等の高齢者の権利が侵害されず、その人らしい生活ができるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備します。

●高齢者の社会参加に向けた取組の推進

- ・就業や社会参加の意欲のある高齢者が、知識や経験等を活かし、就業や地域貢献活動等に参加できるよう活動支援を行います。
- ・健康寿命の延伸に向けて、健康づくり、介護予防及び疾病予防の取組として、高齢者自身による心身の健康維持や健康増進につながる社会参加の仕組みを充実させます。

(5) 外国人の人権

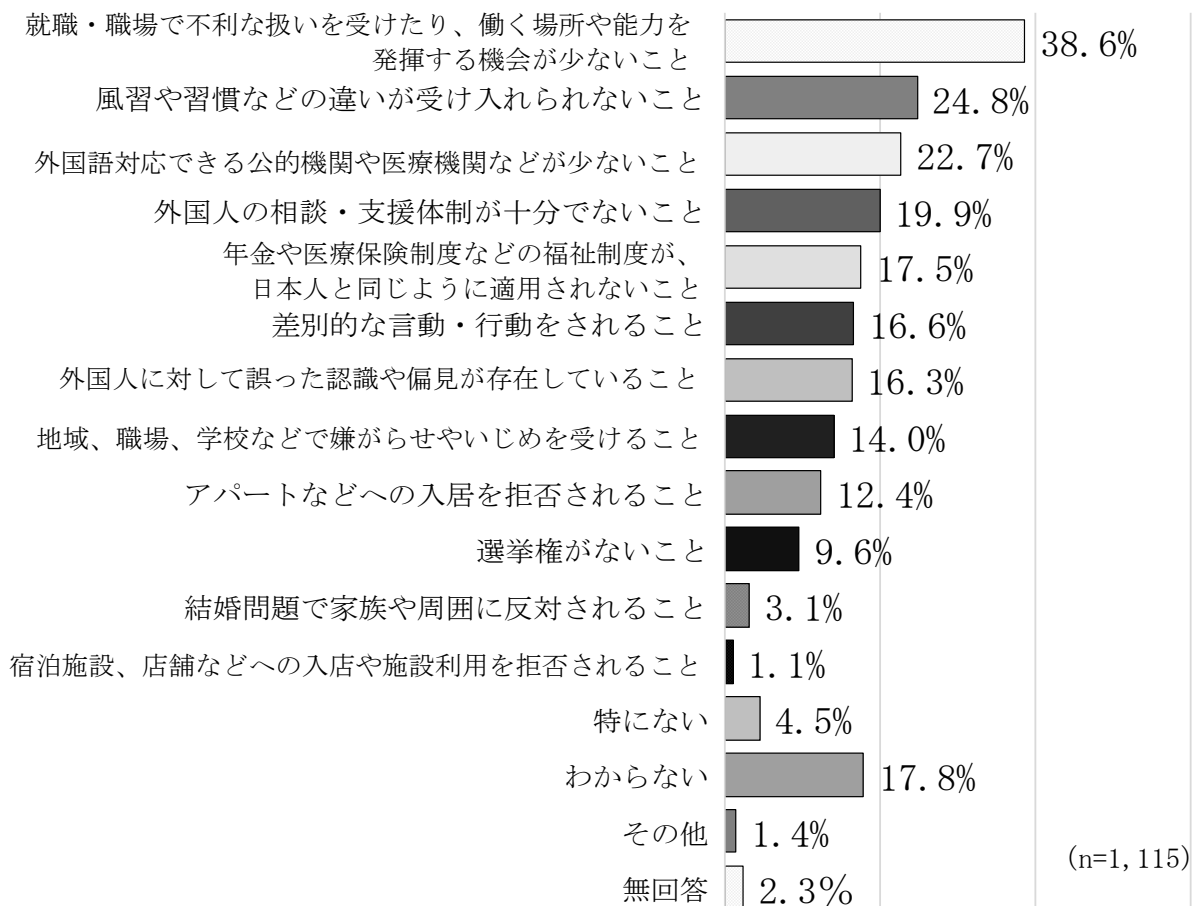
現状と課題

1965年、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が国連総会において採択され、日本は1995年に加入しました。また、1979年には、国連総会で採択された人権の国際的保護を定めた条約である「国際人権規約」を批准する等、外国人の人権保障の取組が進められてきました。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が問題となっていますが、これらの防止を目的として、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されています。

狛江市の外国人数は、2021年12月1日現在では1,301人、人口の約1.6%を占め、人口の増加とともに増加傾向にあり、在住外国人が地域で安心して暮らせるような適切な支援を行っていく必要があります。

【外国人の人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

外国人が日本人と同じように、それぞれのライフステージにおいて安心して地域の一員として暮らすことができる環境づくりを推進するとともに、多様な文化への理解を深めるための取組や適切な支援を行う等、共に暮らしていくことのできる地域社会づくりを推進します。

●教育・啓発の推進

- ・国籍や民族等の異なる人々が、互いに文化的な違いを認め、理解し合い、共に生きていく多文化共生についての理解を深め、偏見、誤解をなくすよう啓発に取り組みます。
- ・外国人に対する不当な差別的言動や不合理な取扱いの解消に向け、意識啓発等を推進します。

●相談・支援体制の充実

- ・多言語での情報提供や通訳等の支援により、暮らしやすい環境づくりを進めます。
- ・外国人を対象とした相談窓口の情報提供に努めます。

●相互理解の促進

- ・多様な文化への理解を深める取組や外国人との交流機会を創出します。
- ・意見交換等の場への外国人の参加等を推進します。

(6) 性的マイノリティの人権

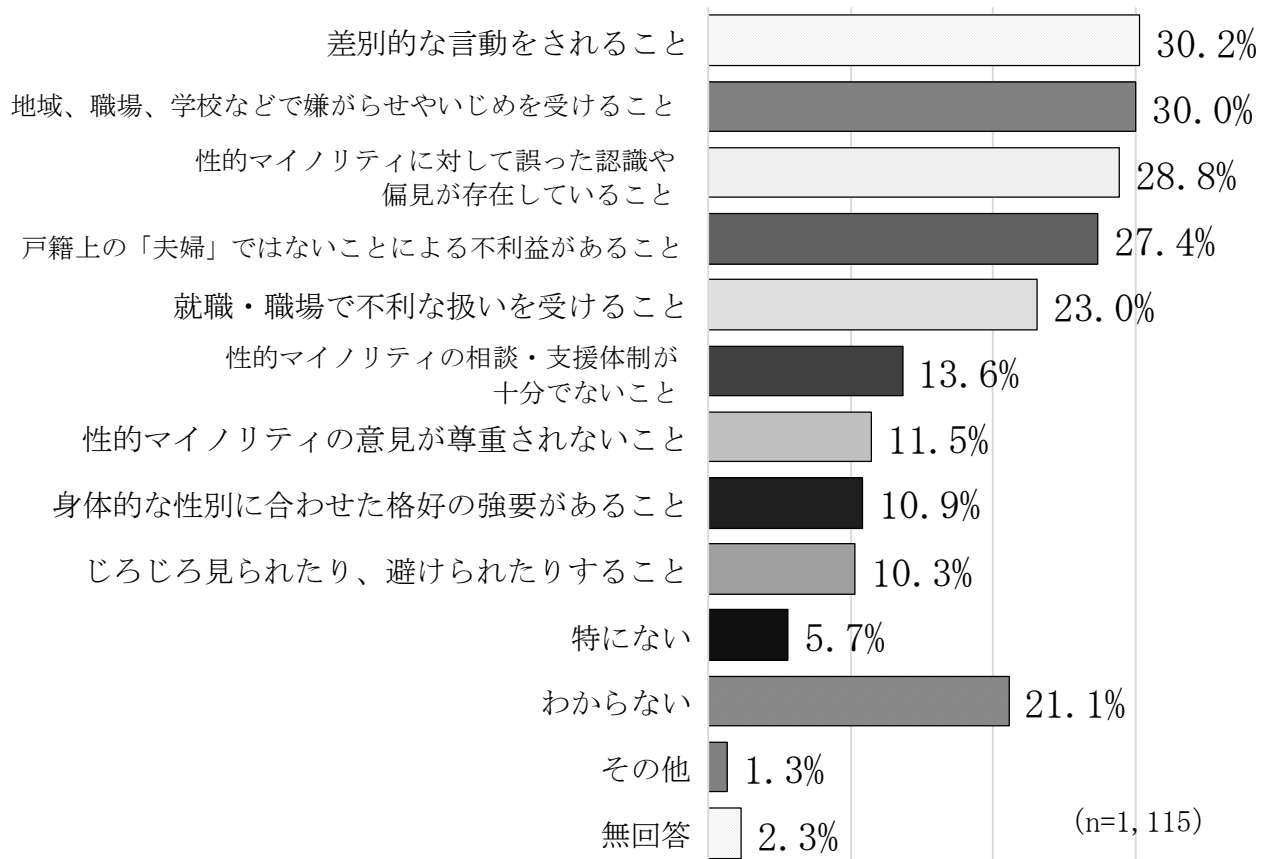
現状と課題

1990年、世界保健機構（WHO）が定める基準において、「同性愛」の分類は廃止され、「性的指向自体は、障がいと考えられるべきではない」とされました。また、2018年には、WHOが性同一性障がいを「精神疾患」から外し、「性の健康に関連する状態」という分類に入れるとともに、名称も「性別不合」（仮訳）に変更されています。

国においては、2004年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす場合には、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、2008年には法改正により、条件の緩和が図られ、制度的な改善が進んでいます。近年では、性自認や性的指向に関して少数派である人々（性的マイノリティ）への認識や理解も広がりつつありますが、一方で、性自認や性的指向を理由とした偏見や差別も依然として生じています。

狛江市では、誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自分らしい生き方ができるまちを目指し、2020年に「狛江市男女共同参画推進計画」を策定し、性的指向や性自認等への正しい理解を深めるための取組等を推進しています。

【性的マイノリティの人権に関することで課題と思うこと】



【施策の方向性】

多様な性のあり方について理解を深め、性的マイノリティへの差別・偏見がなくなるよう個性を尊重する教育・啓発を進めます。

●教育・啓発の推進

- ・性的指向・性自認等性の多様性について正しい理解が深まるよう意識啓発、情報提供を行います。
- ・性に関する理解を深め、多様性を認め合う教育を推進します。

●相談・支援体制の充実

- ・性的指向・性自認に関する相談窓口の情報提供に努めます。

●安心して暮らせる環境づくり

- ・性的マイノリティが生活していく中で、差別や偏見を受けることなく暮らすことのできる環境づくりに努めます。

(7) 様々な人権課題

前述のほか、以下に例示した様々な人権課題だけでなく、今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題に応じ、基本的施策を中心に教育や啓発、支援、その他必要な施策に取り組みます。

① インターネットによる人権侵害

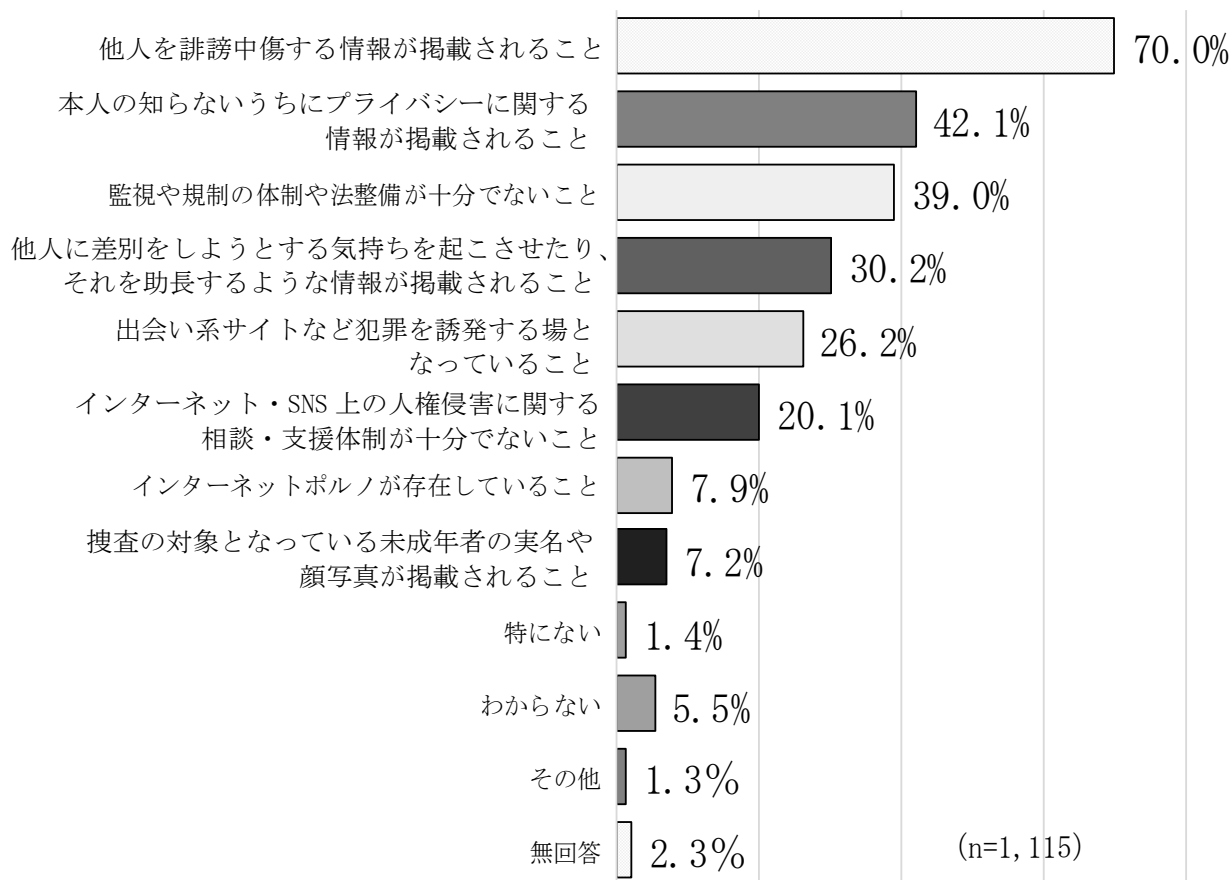
近年、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等が急速に普及したことにより、気軽にインターネットに接続できる環境があり、子どもから高齢者まで幅広い世代がインターネットを利用しています。しかし、利便性や情報発信の容易さ、匿名性等からSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等への特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な内容の書き込み、他人の写真や動画の無断での公開等が発生しています。また、子どもへのスマートフォンやSNSの普及により、SNS上におけるいじめや犯罪の被害者・加害者になるケースも発生しています。

2002年、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、人権を侵害するような書き込みに対しては、被害者がプロバイダ³等に対して書き込みの削除や書き込みを行った者の情報開示を求める等の対応が可能となりました。また、2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」の定義にインターネットを通じて行われるものが含まれると明記されています。しかし、インターネットによる人権侵害を防止するためには、他人への人権の配慮を心がけるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

このような状況を踏まえ、インターネットの適切な利用や利用上のリスク等の啓発や教育、関係機関の相談窓口の周知に取り組みます。

³回線をインターネットとつなげる役割を担う接続事業者のこと

【インターネット・SNS上の人権侵害に関することで課題と思うこと】



② ハラスメント

ハラスメントとは、相手に対する誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為のことを言い、その種類は「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」等、様々なものがあります。

1999年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が改正され、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」に係る規定ができ、また2014年の改正法では性別を問わずセクシュアル・ハラスメントの対象となることが明示されました。

また、パワー・ハラスメントにおいては、2019年5月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働総合施策推進法）が改正され、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為であると定義し、2020年6月より、防止措置の実施が事業主の義務となっています。

さらにはマタニティ・ハラスメントに関して、2016年の男女雇用機会均等法の改正

で、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が設けられ、事業主にこれらの不利益取扱いの防止措置が義務づけられました。

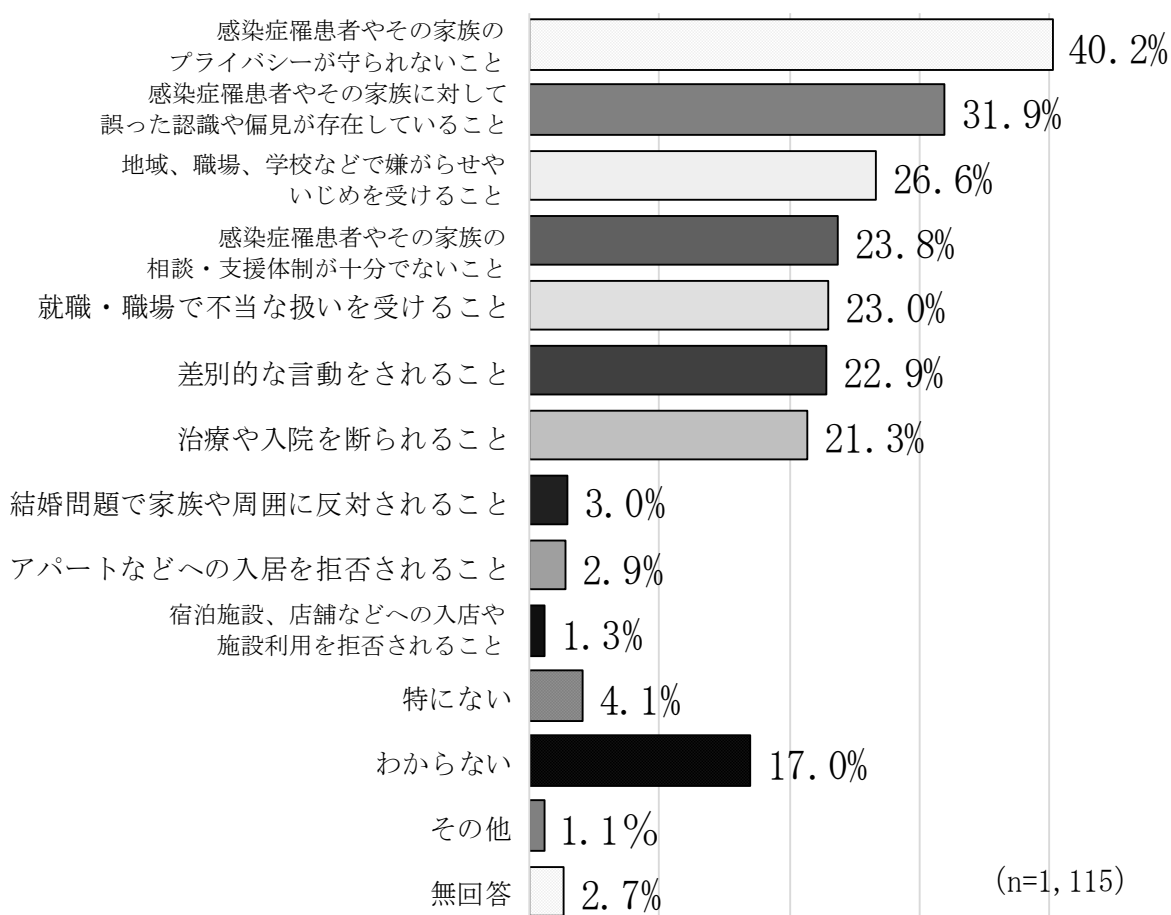
市民意識調査においても、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを課題だと思う方も多く、啓発や情報提供の推進を図り、また相談窓口の周知等を強化し、一人ひとりが尊重される環境を目指します。

③ 感染症罹患者（新型コロナウイルス感染者・H I V感染者等）やその家族の人権

H I V等の感染症については、その疾病についての正しい知識や理解がないために、患者や感染者、その家族に対する偏見や差別意識が存在しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活や学校、職場等社会生活の様々な場面において感染者やその家族、また医療従事者に対する差別や誹謗中傷等が生じています。

感染症に対する正しい知識と理解を深めることや罹患者等のプライバシーに配慮することが重要であることから、正しい知識や情報の普及を図り、差別や偏見の解消に取り組みます。

【感染症罹患者等の人権に関することで課題と思うこと】



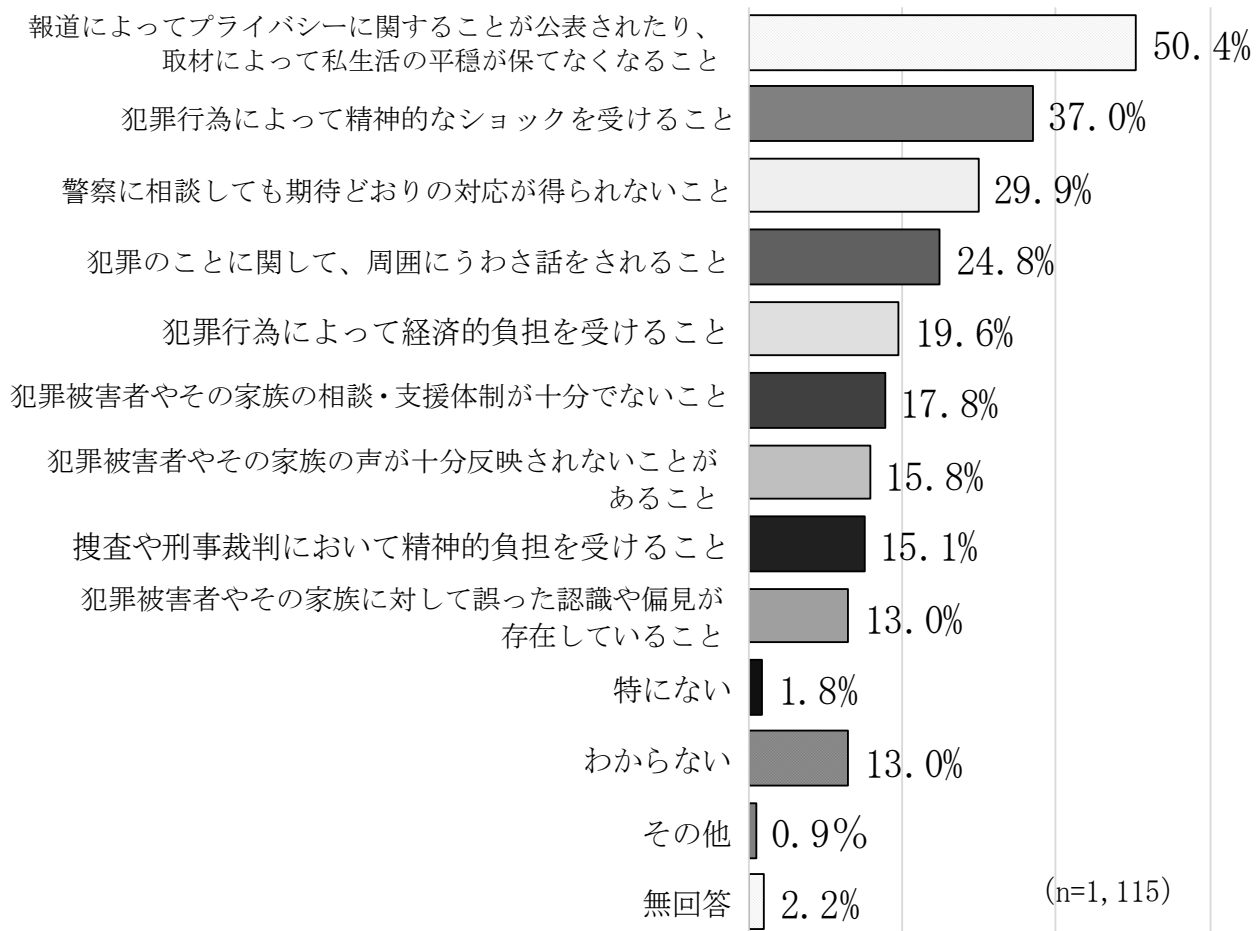
④ 犯罪被害者やその家族の人権

殺人、暴行、交通犯罪等による被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得る可能性があります。犯罪被害者やその家族は、犯罪による身体的被害のほか、稼ぎ手が失われることによる財産的被害、さらには、捜査や裁判の過程、取材や報道等による精神的苦痛等、長期にわたり二次的被害に苦しめられ、日常生活は一変してしまいます。

国は、2005年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者やその家族のための施策を推進しています。

被害により生じる心身の負担や経済的負担の軽減が図れるよう、適切な機関等へつなげ、切れ目のない支援に取り組みます。

【犯罪被害者やその家族の人権に関することで課題と思うこと】



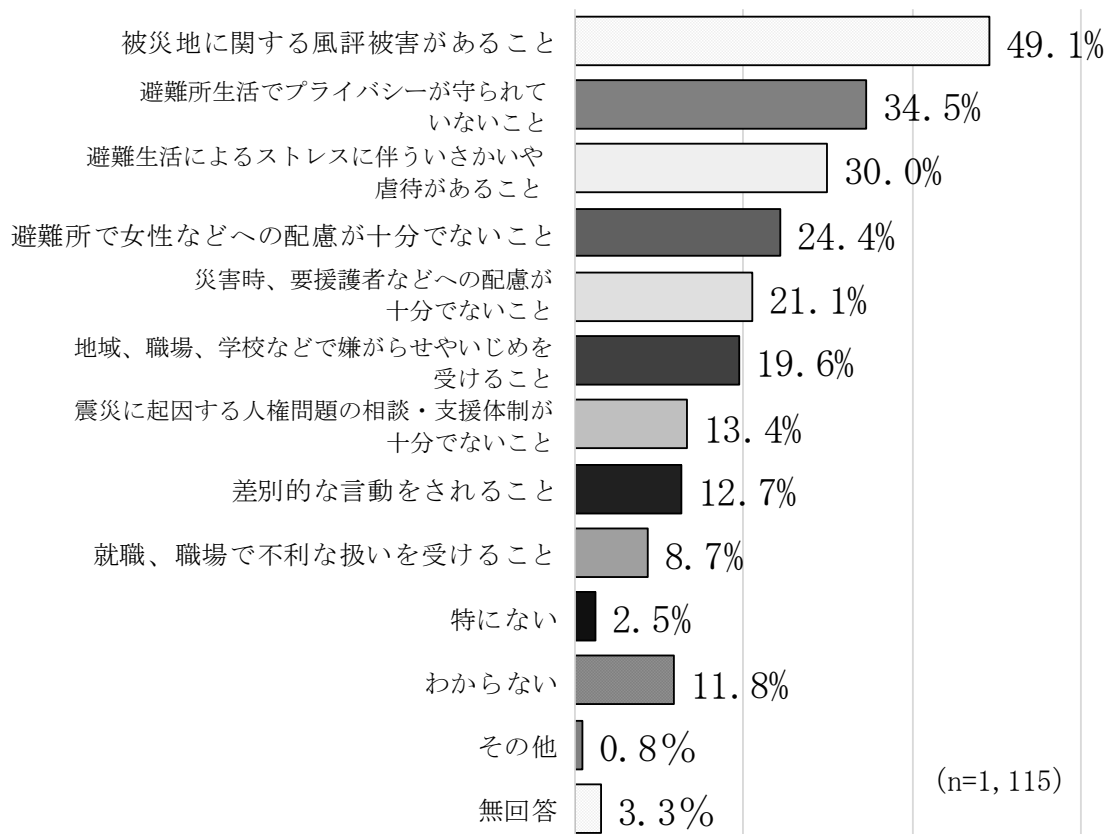
⑤ 震災に起因する人権問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。また、2016年には熊本地震が発生し、狛江市においても2019年に発生した2019年東日本台風の被害を受ける等、自然災害はいつでもどこでも発生する可能性があります。

避難所等においては、プライバシーの確保が難しい点が多いことから、ストレスや不安を感じる方も多く、特に女性や高齢者、障がいのある人等への人権侵害が起こる可能性が高まります。また、震災に起因した風評に基づき、被災地からの避難者に対する心無い嫌がらせ等も発生しています。

狛江市では「狛江市地域防災計画」に基づき、防災訓練等を通じ、教育・啓発に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人、外国人等の要配慮者の人権に配慮した支援体制や避難所等の生活環境の充実に取り組めます。

【震災に起因する人権問題に関することで課題と思うこと】



⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、拉致された人やその家族にとって重大な人権侵害です。2002年に第1回日朝首脳会議が開かれ、北朝鮮は長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、再発防止を約束しました。日本人政府が拉致被害者として認定している17人の内、5名は2002年に帰国が実現しましたが、その他の被害者は現在もまだ拉致されています。また、特定失踪者等、拉致の可能性を排除できない人が多く存在し、その中には都内に住んでいた人や都内で失踪した人が50名以上含まれています。

2006年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題に関する啓発に努める等、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

一人ひとりが拉致問題を自分自身の問題として考え、認識や関心を深められるよう、情報提供や啓発等の強化を図ります。

IV 人権施策の進め方

1 市・市民・団体等の役割

市、市民、団体等は基本条例に規定する各主体の責務を果たすとともに、市は市民、団体等との連携により人権施策を進めます。

2 人権施策の推進体制

(1) 狛江市人権尊重推進会議

基本条例に基づき設置する「狛江市人権尊重推進会議」において、基本条例の推進のために必要な事項や人権施策等について、市民の立場から審議・評価を行います。

(2) 庁内推進組織

人権施策の全庁的な調整及び進行管理を行うために設置する「狛江市人権・男女共同参画推進本部」、「狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会」を中心に、人権施策の総合的な推進に取り組みます。

(3) 人権啓発事業・研修

人権課題等について多くの市民等が理解する機会となる講座や講演会を実施します。また、全ての職員が基本条例の趣旨を踏まえ、人権施策を総合的に推進することが重要であることから、人権を尊重する意識醸成のための職員研修を実施します。

資料編

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

令和2年3月31日条例第3号

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- (3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵

害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと感じられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

(1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項

(2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討

(3) その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 有識者

(3) 公募市民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策に

についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

平成 30 年 10 月 15 日条例 93 号

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認めあう共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)が、啓発、教育等(以下「啓発等」という。)の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第三条 都は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第三章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。)第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動(法第二条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公の施設 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。
- 二 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他の手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(拡散防止措置及び公表)

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動(都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(審査会の意見聴取)

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。

この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について

調査審議するとともに、知事に意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第十五条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。
- 3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第十六条 審査会は、知事又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第十二条第二項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第十七条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第十八条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

登録番号（刊行物番号）

R 3 -51

狛江市人権施策推進指針

令和4年 3月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目1番5号

03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 60円